

※下線は変更部分を示します。

掲載日2020年4月1日  
効力発生日2020年7月1日

現会則	改定后会則
<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>①個人</p> <p>(1)~(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社の<u>審査基準に適合しない方</u></p> <p>②法人</p> <p>(1)~(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社の<u>審査基準に適合しない法人</u></p>	<p>第7条(会員の資格)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>①個人</p> <p>(1)~(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社が<u>会員として不適当と判断した方</u></p> <p>②法人</p> <p>(1)~(4) (変更なし)</p> <p>(5)その他会社が<u>会員として不適当と判断した法人</u></p>
<p>第8条(資格期間)</p> <p>会員の資格期間は、会員カード発行日(第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。)から15年間とします。</p>	<p>第8条(資格期間)</p> <p>会員の資格期間は、会員カード発行日(第7条第1項の資格要件を充たした日。以下、同じ。)から15年間とし、<u>譲渡、名義変更その他の理由で会員証の再発行がなされた場合でも、当初の会員証発行日から起算されるものとします。ただし、細則第5条の定めにより、会員資格を更新できる場合もあるものとします。</u></p>
<p>第12条(年会費)</p> <p>1.~4. (変更なし)</p> <p><u>5.</u> (追加)</p>	<p>第12条(年会費)</p> <p>1.~4. (変更なし)</p> <p><u>5. 会員は、年会費その他の本倶楽部に関連する債務を弁済期に支払わなかったときは、会社に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。</u></p>
<p>第22条(会則等の改正等)</p> <p>1.会社は、<u>会員の権利を害しない範囲で</u>、本倶楽部の会則、細則および利用規程(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。</p>	<p>第22条(会則等の改正等)</p> <p>1.会社は、<u>法令の規定に従い</u>、本倶楽部の会則、細則および利用規程<u>その他これらの書面内で言及のある規程等</u>(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。</p>

現細則	改定後細則																				
<p>第3条(メディカル・サービス等) 1.会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。</p> <table border="1" data-bbox="190 347 1106 675"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①Wコース</td> <td>Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。</td> </tr> <tr> <td>②病院紹介</td> <td>検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。</td> </tr> <tr> <td>③手術後検診</td> <td>紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で会社が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。</td> </tr> <tr> <td>④倶楽部ドクター医療相談サービス</td> <td>医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。ご利用いただける医療相談室は「東京医療相談室」、「名古屋医療相談室」、「大阪医療相談室」になります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「<u>エクシブ山中湖</u>」内医療機関、その他の医療機関が提供します。</p>		サービス内容	①Wコース	Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。	②病院紹介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。	③手術後検診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で会社が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。	④倶楽部ドクター医療相談サービス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。ご利用いただける医療相談室は「東京医療相談室」、「名古屋医療相談室」、「大阪医療相談室」になります。	<p>第3条(メディカル・サービス等) 1.会員は、次に定めるメディカル・サービスを次項に定める提携先医療機関から受ける権利を有します。</p> <table border="1" data-bbox="1140 347 2051 675"> <thead> <tr> <th></th> <th>サービス内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①Wコース</td> <td>Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。</td> </tr> <tr> <td>②病院紹介</td> <td>検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。</td> </tr> <tr> <td>③サポート検診</td> <td>紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。</td> </tr> <tr> <td>④倶楽部ドクター医療相談サービス</td> <td>医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.会員が受けるメディカル・サービスは、提携先医療機関である「<u>医療法人社団 山中湖クリニック</u>」、その他の医療機関が提供します。</p>		サービス内容	①Wコース	Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。	②病院紹介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。	③サポート検診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。	④倶楽部ドクター医療相談サービス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。
	サービス内容																				
①Wコース	Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。																				
②病院紹介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。																				
③手術後検診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で会社が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。																				
④倶楽部ドクター医療相談サービス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。ご利用いただける医療相談室は「東京医療相談室」、「名古屋医療相談室」、「大阪医療相談室」になります。																				
	サービス内容																				
①Wコース	Wコース検診券1枚で1名様が、Wコース検診を受けることができます。但し、検診日は月曜日～木曜日に限定します。																				
②病院紹介	検診の結果、治療、入院などが必要な場合には、その病状等に応じ適切な医療機関を紹介いたします。																				
③サポート検診	紹介された病院での手術後、会員の希望により、他の会員の利用に支障のない範囲内で提携先医療機関が認めた場合には手術後の状況について、1回のみ再検査を受けることができます。																				
④倶楽部ドクター医療相談サービス	医療相談室にて、倶楽部ドクターが詳細な医療相談、セカンドオピニオン、専門医の紹介などに対応いたします。																				
<p>第5条(Wコースに関する特則) Wコースの会員は、会員資格を更新することはできないものとします。</p>	<p>第5条(Wコースに関する特則) <u>会員は、会社と別途会員資格の更新に関する特約を締結し、かつ、会員資格期間満了の2ヶ月前までに、会員および会社の双方から何等の異議がない場合、会員資格期間を1年間更新することができるものとし、以後同様とします。更新後の年会費、検診券、占有日期间、検診代金については、当該特約で定めるものとします。</u></p>																				
<p>第8条(休会制度) 1. (変更なし) 2.休会期間中は新たな年会費は発生しないものとしますが、細則第3条のメディカル・サービス(医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等すべて)はご利用できなくなります。また、休会期間も契約期間に算入されます。</p>	<p>第8条(休会制度) 1. (変更なし) 2.休会期間中は新たな年会費は発生しないものとしますが、細則第3条のメディカル・サービス(医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等を含みます)、<u>追加検診者による受診等全てのサービス</u>はご利用できなくなります。また、休会期間も契約期間に算入されません。</p>																				

現利用規程	改定後利用規程
<p>【ご予約の手続】 ＜検診の受付について＞ 1. ～7. (変更なし) 8.刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診をお受けいただくことができません。</p>	<p>【ご予約の手続】 ＜検診の受付について＞ 1. ～7. (変更なし) 8.刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診 <u>およびメディカルサービス</u>をお受けいただくことができません。</p>

現医療相談室				改定後医療相談室			
医療相談室 サービス対象者				医療相談室 サービス対象者			
対象者	電話相談	来室相談	予約料(税込)／30分	対象者	電話相談	来室相談	予約料(税別)／30分
会員本人	○	○	無料	会員本人	○	○	無料
検診を受けたことのある方(検診受診後2年以内)	○	○	無料	検診を受けたことのある方(検診受診後2年以内)	○	○	無料
会員本人の配偶者及びご家族一親等まで	×	○	<u>10,800円</u>	会員本人の配偶者及びご家族一親等まで	○	○	<u>10,000円</u>
それ以外で会員本人からの紹介がある方	×	○	<u>21,600円</u>	それ以外で会員本人からの紹介がある方	×	○	<u>20,000円</u>